

警察庁 第2回 支援の提供体制検討会 への意見

支援の提供体制検討会にあたり、以下の提案意見を提出する。特に、1. 2. が当面の重点課題と考えている。

※ここでいう専門職とは、有資格者（社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、臨床心理士および公認心理師等）を指す。

1. 警察庁 犯罪被害者支援の専門部署（※）の専門職充実

※ <https://news.yahoo.co.jp/articles/58f79b369879db4ad5dd2d86c952464053a15387>

- 司令塔としての役割を果たすとして開設された部署の方針を明確にしていきたい。
- その部署への専門職採用がなされているかについても確認したい。
- 今後の方針として、各地方公共団体の支援の提供体制を構築すべく、専門部署に、司法、心理・福祉のアドバイザーの採用を求める。

2. 都道府県（警察も含む） 犯罪被害者支援の充実

- 都道府県に市町村の犯罪被害者支援の調整（コーディネーター）ができる専属職員の配置を求める。（被害、加害を同一職員が行うことは二次被害となる）
- 都道府県に専門職を採用する。可能であれば2名確保。
民間被害者支援センター等に本業務を委託することも可能とする。

3. 市区町村 犯罪被害者支援の充実

- 市区町村の犯罪被害者のための総合的対応窓口に、犯罪被害者支援の調整（コーディネーター）ができる専属職員の配置を求める。（被害、加害を同一職員が行うことは二次被害となる）
- 研修を受け終わった社会福祉主事以上の相談員が担うことがふさわしい。その課で条件を満たさない場合は、庁内の一定の専門性を持ち複合的な事案の対応にあたる重層支援課（重層的支援会議※）と連携して行う。

※ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/>

【その他体制づくりに必要なこと】

1. ケアマネジメントによる支援（調整会議を含む）の確立

- 効率的かつ迅速な犯罪被害者等支援を行うべく、警察庁にて、全国一律のケアマネジメント手法によるインテーク、アセスメント、プランニング、ケア（調整）会議の実施を一連の流れにしたパッケージを確立する。
- ケアマネジメントを行う者は、研修を受けた市区町村の社会福祉主事以上の相談員が担う。県の専門職はその後方支援を行う。
- ケア（調整）会議は、都道府県が実施主体となり、随時、その被害者の市町村で開催する。被害者の参加（同行者も含む）も可とする。

※介護保険法、障害者総合支援法による公的なケアマネジメントの書式を参考

2. 研修体制（センター）の確立

- 各都道府県の専門職養成、市区町村の相談員の研修体制の構築が欠かせない。
- とりわけケアマネジメント（コーディネート）の視点の強化する研修が必要となるため、新たに国が実施者として開設する。
- ベーシック研修（市区町村相談員用）、アドバンス研修（都道府県専門職用）を整える。オンデマンド教材とライブ講義等も取り入れ、効率的に行う。

参考）令和5年度 PTSD 対策専門研修 C.犯罪・性犯罪被害者コース
：心理、医学的視点の専門的知見が提供されている。

https://www.ncnp.go.jp/info/2023/seiken-kensyu_R5.html

3. 個人情報の扱いの取り決め

- 現在、犯罪被害者等の情報は、民間被害者支援団体が早期援助団体である場合で、被害者らが同意した場合に提供されることになっているが、ケースとしては多くはない。また、被害直後からの支援が実際には行えない状況にある。
- 警察から都道府県の専門職に警察情報提供が柔軟になされる必要がある。（専門職は守秘義務がある）
- 都道府県専門職と市町村相談員は、連携して支援の枠組みを検討し、実際的なサポートを行う。（都道府県）

4. その他（制度の充実）

- 地方公共団体の条例による社会資源の地域格差が著しい状況にある。給付金の充実とともに、ホームヘルプや事件後に自宅に住むことが難しくなった者への短期住宅支援（ホテル代等）の支給を全国一律にする。
- ホームヘルプやホテル代の支給窓口は、犯罪被害者のための総合的対応窓口置く。あるいは、重層支援課にて担う。

イメージ図：

